

指定介護予防型訪問サービス重要事項説明書

当事業所は松山市の指定を受けています。
指定 第 3870106378 号

当事業所は契約者に対して指定介護予防型訪問サービスを提供いたします。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて、
次の通り説明します。

(注) 指定介護予防型訪問サービスの利用は、原則として要支援認定で「要支援」と認定されている方が対象となります。また、市長が特に認める者（事業対象者）も利用できます。

目 次

1	運営法人	1
2	事業所の概要	1
3	職員の配置状況	2
4	当事業所が提供するサービスと利用料金	2～3
5	サービス利用に関する留意事項	3～5
6	苦情の受付について	5～6

1 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 愛媛県済生会
- (2) 法人所在地 松山市山西町997番地1
- (3) 電話番号 (089) 952-0332
- (4) 代表者名 支部長 岡田 武志
- (5) 設立年月 昭和 6年 7月 1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防型訪問サービス事業所
第3870106378号
- (2) 事業の目的 契約者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は厚生労働大臣が定める基準に該当する心身の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、契約者の心身の機能の維持回復を図り、契約者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的として、指定介護予防型訪問サービスを提供します。
このサービスは、「要支援」に判定された方と「事業対象者」が利用できます。
- (3) 運営の方針
- 1 事業所の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態又は厚生労働大臣が定める基準に該当する心身の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
 - 2 利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
 - 3 事業の運営にあたっては、地域との結び付きを重視するとともに、市町村、他の指定第一号事業者、地域包括支援センター、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。
- (4) 事業所の名称 社会福祉法人恩賜財団済生会 松山特別養護老人ホーム 在宅介護サービス
- (5) 事業所の所在地 松山市久万ノ台1717番地
- (6) 電話番号 (089) 927-0293

- (7) 管理者 二神 裕子
- (8) 開設年月 平成27年 4月 1日
- (9) 通常の事業の実施地域 松山市西部地区（宮前、三津浜、みどり、高浜、久枝、味生、和気、姫山、味酒、潮見地区）
- (10) 営業日 月曜日から日曜日です。ただし、年末年始(12月31日～1月3日)を除く。
緊急時については、原則として営業時間外のおいてもサービスを提供します。
ただし、訪問介護員のサービス提供ができない場合もあります。
- (11) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

3 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定介護予防型訪問サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

○職員の配置状況（指定訪問介護も兼ねる）

管理者	1名
サービス提供責任者兼訪問介護員	5名
訪問介護員	23名

（注）介護福祉士、実務者研修修了者、ホームヘルパー養成研修2級課程（介護職員初任者研修）修了者を派遣します。職員配置について、指定基準を遵守しています。

○職務内容

管理者

従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、本事業の適切な執行のために必要な指揮監督を行います。

サービス提供責任者

指定介護予防型訪問サービスの利用申し込みに係る調整、利用者又はその家族等への相談及び助言、介護予防型訪問サービス計画の作成及び説明等、訪問介護員の希望や能力を踏まえたサービス提供の実施、訪問介護員に対する援助目標及び援助内容の徹底、訪問介護員に対する技術指導、サービス担当者会議への出席、利用者の希望並びに身体及び家族等の状況を定期的に把握した適切な指定介護予防型訪問サービスの提供を行う為の総合的な管理を行います。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 利用料金が第一号事業費から支給されるサービス（契約書第4条関係）

入浴、排泄、食事、調理、洗濯、掃除、買物などの日常生活を自立でできるように援助いたします。

ア 入浴 入浴ができるよう援助します。

イ 排泄 排泄ができるよう援助します。

- ウ 調理 食事の用意ができるよう援助します。(契約者以外の調理はいたしません。)
- エ 洗濯 洗濯ができるよう援助します。(契約者以外の洗濯はいたしません。)
- オ 掃除 掃除ができるよう援助します。(契約者のみ使用する箇所以外の掃除はいたしません。)

1 割負担の方の料金表

(単位 円)

訪問サービス費	対 象	利 用 回 数	料 金
1 1	要支援1・2 事業対象者	週1回程度 月4回以上	月額 1,176
1 2	要支援1・2 事業対象者	週2回程度 月8回以上	月額 2,349
1 3	要支援2 事業対象者	週2回超 月12回以上	月額 3,727
2 1	要支援1・2 事業対象者	週1回程度 月3回まで	1回 287
2 1	要支援1・2 事業対象者	週2回程度 月7回まで	1回 287
2 1	要支援2 事業対象者	週2回超 月11回まで	1回 287

(注) 1. 初回加算

新規利用月にサービス提供責任者がサービスを提供、又はサービスに同行した場合に月額200円が加算されます。2ヶ月サービスの利用がなく再びサービスを利用される場合も、200円が加算されます。

2. 2割負担の方は、上記金額の二倍の額となります。3割負担の方は、上記全額の三倍の額となります。

3. 介護職員等処遇改善加算 (I)として、1ヶ月の利用料金に24.5%が加算されます。

(2) 第一号事業費で支給されないサービス (契約書第5条・第9条関係)

① 支給限度額を超えて行う介護予防型訪問サービスの料金は、全額契約者の負担になります。

② 実施地域を超えて行う介護予防型訪問サービスに要する交通費については、契約者の負担となります。

1回あたりの利用料金 通常の地域を越えた交通費の実費、ただし、自動車、バイクを使用した場合は、通常の地域を越えた地点から1キロメートルごとに60円です。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条関係)

前記(1)、(2)の料金は、1ヵ月ごとに計算して請求しますので、30日以内に以下のいずれかの方法でお支払ください。

① 金融機関口座からの自動引き落とし (手数料無料) 指定金融機関は次のとおり

ゆうちょ銀行 愛媛銀行 伊予銀行 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫
川之江信用金庫 四国労働金庫 愛媛県下農業協同組合

② 指定口座への振込み (金融機関所定の振込手数料が必要です。)

指定口座 愛媛銀行三津浜東支店 普通預金口座 0958900

口座名義人 社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部 愛媛県済生会

松山特別養護老人ホーム 施設長 稲井 裕子

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第11条関係）

- ① 利用予定期間の前に、契約者の都合により、介護予防型訪問サービスを中止又は変更することができます。この場合、サービス実施日の前日の8:30～17:30までに事業所に連絡して下さい。
- ② サービス利用の変更に対して、利用状況等により希望する日にサービスを提供することができない場合は、利用可能日を示して協議いたします。
- ③ 利用日の前日の8:30～17:30までに申し出がなく、当日提供時間に利用の中止のお申し出をされた場合は、取消料（キャンセル料）として600円をお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良など正当な事由がある場合は、この限りではありません。なお月額報酬の場合は頂きません。

5 サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条関係）

① 契約者からの交替の申出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合は、希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申出することができます。ただし、特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業の運営上、定期的に訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員の交替をする場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮します。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条関係）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、前に記載する「4 当施設が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業所に依頼することができません。

② 介護予防型訪問サービスの実施に関する指示・命令

介護予防型訪問サービスの実施に関する指示・命令は、すべて事業所から行います。

ただし、事業所は介護予防型訪問サービスの実施にあたって、契約者の事情、意向に配慮します。

③ 備品の使用

介護予防型訪問サービスの実施に必要な消耗品備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。

訪問介護員が介護予防型訪問サービスに関することで連絡する場合、契約者の電話を使用することがあります。

(4) サービス内容の変更（契約書第12条関係）

サービス利用当日に、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスが実施できない場合は、サービス内容の変更を行います。その場合は、前日までに事業所へ連絡してください。

(5) 緊急時のサービス提供（契約書第13条関係）

健康状態の急変時は、家族等に連絡を行うとともに、必要な対応を行います。また、営業日及び営業時間にかかわらず、緊急の介護予防型訪問サービスの提供を行います。

○緊急連絡先 089-927-0293 管理者兼サービス提供責任者 二神裕子

ご家族	氏名			
	所在地		電話番号	
主治医	氏名			
	所在地		電話番号	
介護予防支援事業者等	名称		電話番号	
サービス提供責任者・救急病院へ連絡				

(6) 事故発生時の対応（契約書第14条関係）

サービス提供時に事故が発生した場合は、次の対応を行います。

ご家族、市町村、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、その事故状況及び経過の記録等、必要な措置を講じます。

(7) 守秘義務及び個人情報（契約書第16条関係）

当事業所は、契約者及びその家族等の個人情報について、第三者へ漏洩いたしません。ただし、次の場合については、必要最低限の個人情報の提供を行います。

- 一 法令に基づく要請の場合（協力を求められる最低限の範囲）
- 二 受診・施設入所等に伴い、医療機関又は介護予防支援事業者等に情報提供を行う場合（別紙看護要約に記載する範囲）
- 三 介護保険法で定めるサービス担当者会議開催に伴い、介護予防支援事業者等へ情報提供を行う場合（介護予防型訪問サービス計画に記載する範囲）
- 四 契約者の便宜を代理で行う場合（契約者から依頼された範囲）
- 五 介護保険事務を行う場合（請求・照会への回答を行うために必要最低限の範囲）
- 六 利用料金の口座引落とし事務を行う場合（必要最低限の範囲）
- 七 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するために必要な協力をする場合（協力を求められる最低限の範囲）
- 八 損害賠償保険事務を行う場合（保険請求・届出・相談に必要な最低限の範囲）
- 九 家族等への心身の状況説明を行う場合（必要な説明を行うための最低限の範囲）

○個人情報は、次に掲げる目的以外に使用又は取得しません。

- 一 契約者に対して、指定介護予防型訪問サービスの提供を適切に行うためです。
- 二 松山市長の定める運営管理を適切に行うためです。
- 三 契約者の生命・身体又は財産の保護のためです。

(8) 損害賠償責任（契約書第18・19・20条関係）

当事業所の責任による事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をします。

※事業所の管理体制、業務に不備・欠陥がない場合は、損害賠償の対象になりません。

(9) 訪問介護員の禁止行為（契約書第17条関係）

訪問介護員は、契約者に対する介護予防型訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為を行いません。

- ① 医療行為又は医療補助行為
- ② 契約者もしくはその家族等から金銭又は物品等の授受
- ③ 契約者の家族等（契約者外）への訪問サービスの提供
- ④ 喫煙
- ⑤ 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

6 苦情の受付けについて（契約書第27条関係）

(1) 当事業所における苦情やご相談の受付は、下記の相談窓口で受け付けます。

○苦情・個人情報相談窓口	担当者	管理者兼サービス提供責任者	二神裕子
	電話番号	089-927-0293	
	月～金	8:30～17:30	

行政機関等は、下記のとおりです。

○ 松山市役所 介護保険課			
所在地	松山市二番町四丁目7番地2	電話	948-6968
		月～金	8:30～17:15

(2) 苦情受付機関は、下記のとおりです。

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内

電話 089-998-3477

月～金 9:00～12:00、13:00～16:30

7 虐待防止に関する事項

(1) 業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- ② 虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。

- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 記録の整備及び保存

- (1) 事業所は、指定介護予防型訪問サービスに関わる従業者、設備備品及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存します。
- (2) 事業所は、指定介護予防型訪問サービスに関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

令和 年 月 日

指定介護予防型訪問サービスの提供に際して、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会
松山特別養護老人ホーム 在宅介護サービス

説明者 サービス提供責任者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。
説明事項について、同意・承諾します。

契約者氏名 印

契約者家族氏名 印
(契約者との関係)